

鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 法第17条第1項に規定する条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）で定める基準の例による。

(入所者に対する虐待の防止等)

第4条 養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び入所者の権利の擁護に努めなければならない。

(非常災害に対する具体的計画等)

第5条 養護老人ホームが定める非常災害に対する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 養護老人ホームは、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第24号）抄

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第3項の改正規定及び第3条中鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第5条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。